

課外活動について

【ご意見・ご要望】(投稿日:2021年9月21日)

課外活動についてです。

現在、公認団体の課外活動の中で「学外におけるイベント(無観客)」等は、正規の申請手順を踏むことにより参加することが可能だと見受けられます。

学外におけるイベント(無観客)において、他大の団体が参加することはあるでしょう。試合などはその前提のもとに成り立っているものです。

この点に関して疑問があります。

・「他大生との試合等」は許可されるのに対し、「公認団体の構成員である他大生との活動」が一律に禁じられているのは何故か。

どちらも感染リスクという観点では等しいと考えられますがどうお考えでしょうか。

ご回答のほどよろしくお願いいたします。

【回答】(回答日:2021年9月30日)

(回答部署:教育推進・学生支援部厚生課)

原則として、感染拡大防止の観点から、「課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル」にも記載のとおり、団体の正式な構成員であっても、他大学の学生等は課外活動に参加できません。

ただし、「他大生との試合等」も含めた「学外におけるイベント(無観客)」については、出場の必要性、感染防止対策等を審査の上、例外的に許可することがあります。

「学外におけるイベント(無観客)」はあくまで例外的な扱いであることをご理解ください。